

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

内灘町は、地震、豪雨による内水氾濫、津波、感染症等の自然災害・危機事象を複合的に内包する地域であり、近年発生した能登半島地震および記録的豪雨により、小規模事業者の事業継続に対する脆弱性が顕在化した地域である。特に、地盤特性に起因する液状化・側方流動や、短時間強雨による浸水被害は今後も繰り返し発生するおそれがあり、体系的な事業継続対策の必要性が高い。

以下、主な災害リスクを項目別に整理する。

① 地震リスク

内灘町周辺には森本・富樫断層帯が存在し、当該断層帯に起因する地震が発生した場合、内灘町においても震度6強程度の強い揺れが想定されている。また、今後30年以内に見舞われる確率は2～8%程度とされており、中長期的に見ても地震発生の切迫性が高い地域である。(右図 文部科学省「地震調査研究推進本部事務局」のHPより)

令和6年1月に発生した能登半島地震では、内灘砂丘周辺において大規模な液状化が発生し、地盤が低い河北潟側へ向かって側方流動が生じた。この側方流動により、家屋の傾斜・倒壊、道路の隆起・沈下、地割れ、噴砂等の甚大な被害が発生し、家屋が10mを超えて移動した事例も確認されている。これらの被害は、砂丘由来の緩い砂質地盤の広がり、地下水位の高さおよび長時間に及ぶ地震動が重なった結果と分析されている。特に、砂丘の内陸側斜面を切土して造成された宅地では地盤の安定性が低下しており、側方流動が顕著に発生した。

また、内灘町が公表している『内灘町液状化マップ(別紙添付)』においても、特に大野川沿いの低地部を中心に液状化リスクが高い区域として示されている。同マップは平成25年に策定されたものであるが、令和6年能登半島地震において実際に確認された液状化の発生範囲と概ね一致しており、地域の地盤特性や災害リスクを把握するうえで一定の信憑性を有する資料であると考えられる。

これにより、道路・上下水道等のインフラ機能が一時的に大きく低下し、物流停滞や来客減少等を通じて小規模事業者の営業継続に深刻な影響を及ぼした。さらに、土地境界のずれにより地籍調査が必要となるなど、復旧・復興に長期を要する課題も顕在化している。

② 豪雨・浸水リスク

内灘町は、河川や海に近接した低平な地形を有することから、豪雨時における浸水リスクが想定される。町が公表している『内灘町洪水避難地図(別紙添付)』によれば、主要河川である大野川沿いの一部を含め、想定し得る最大規模の降雨時(1000年以上に一回程度と定義)には、町内の低地部を中心に一定の浸水リスクが想定されている。

また、近年の気候変動の影響により、短時間に集中的な降雨が発生する傾向が強まっている。令和7年8月上旬には、前線や暖かく湿った空気の影響により、加賀地方を中心に線状降水帯が発生する



など記録的な大雨となり、内灘町においても大雨警報（浸水害）の発表を受けて災害対策本部が設置された。この豪雨では、低い土地を中心に道路冠水や住家の床上・床下浸水等が発生し、排水能力を超過する内水氾濫のリスクが改めて認識される結果となった。

③ 津波リスク

町が公表する津波ハザードマップ（別紙添付）によれば、マグニチュード8クラスの大規模地震を想定した場合、町内の低地部を中心に津波による浸水が想定されており、特に大野川沿いの一帯では浸水リスクが存在する。当該ハザードマップは、想定し得る最大クラスの地震・津波を前提として作成されたものであり、津波発生時には一定の影響が生じる可能性が示されている。従って、津波による直接的な被害の有無にかかわらず、地震発生時には津波警報・注意報が発令される可能性を想定し、警報発令時の営業中断、従業員および来客の安全確保、迅速な情報収集、連絡体制の確立等、事業継続上の影響を考慮した対応が必要である。

④ 感染症リスク

自然災害に加え、感染症の流行による事業活動への影響も重要なリスクである。感染症拡大時には、来店客数の減少、従業員の就業制限、仕入れや物流の停滞等が発生し、特に小規模事業者にとっては事業継続に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

【総括】

以上のとおり、内灘町においては、能登半島地震で顕在化した液状化・側方流動を伴う地震リスクを最重要課題としつつ、近年頻発する線状降水帯による豪雨・内水氾濫、津波、感染症といった複合的リスクを想定した事業継続対策が不可欠である。このため、当会と内灘町が連携し、地域特性を踏まえた実効性のある支援を通じて、小規模事業者の事業継続力を計画的かつ体系的に強化していく必要がある。

（2）商工業者の状況

下図の通り、全体の9割強を小規模事業者が占めており、業種別にみると、建設業、卸・小売・飲食業、サービス業が8割強を占めている。いずれの業種においても小規模事業者の割合が極めて高いことが特徴である。これらの事業者の多くは、住宅地に立地する小規模な事業所や住宅併用型店舗として営業しており、町内に広く分散して立地している。このような立地特性から、地震時の液状化や側方流動、豪雨時の内水氾濫等が発生した場合には、事業所ごとに被害状況が大きく異なり、個々の事業者が単独で十分な初動対応や事業継続対策を講じることが困難となる恐れがある。特に、小規模事業者においては、人的・資金的余力が限られていることから、災害発生時の対応が遅れることで事業再開が長期化し、廃業や地域経済の停滞につながるリスクが高い。

以上のことから、内灘町においては、小規模事業者を中心とした商工業者の実態を踏まえ、平時から事業継続に向けた備えを促すとともに、災害発生時には当会と町が一体となった支援体制を構築することが重要である。

商工業者等の状況（石川県商工会連合会『商工会の現況～令和7年度～』より引用）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	352	350	町内に広く分散
	製造業	85	83	町北部に広く分散
	卸・小売・飲食業	257	238	町南部に広く分散
	サービス業	337	306	町南部に広く分散
	その他事業	127	82	町内に広く分散
合計		1158	1059	

(3) これまでの取組

内灘町および内灘町商工会では、これまでそれぞれの立場から防災・減災および事業者支援に取り組んできた。しかし、自然災害リスクが顕在化する中、今後は両者がより一層緊密に連携し、事業継続の観点から踏まえた体系的な支援を推進していくことが求められている。以下に、内灘町の取組、当会の取組ならびに令和6年能登半島地震への対応状況を整理する。

1) 内灘町の取組

内灘町では、住民および事業者の生命・財産を守ることを目的として、防災計画の策定や防災マップの作成・周知、避難所の指定、防災訓練の実施等、地域防災体制の整備に取り組んできた。防災マップにおいては、地震時の揺れやすさ、液状化の発生可能性、浸水想定区域等が示されており、町内の自然災害リスクの可視化が図られている。また、災害発生時には、災害対策本部を設置し、住民への情報提供、避難情報の発令、被害状況の把握および関係機関との連携を行う体制を整備している。近年では、豪雨災害や能登半島地震への対応を通じて、迅速な初動対応の重要性が改めて認識されている。一方で、これらの取組は主として住民の安全確保を目的としたものであり、事業者の事業継続に特化した支援については、必ずしも体系的に整理されているとは言えない状況にある。

2) 当会の取組

当会では、これまで小規模事業者の経営基盤強化を目的として、巡回指導や窓口相談を中心に、資金繰り、販路開拓、労務管理等に関する経営支援を継続的に実施してきた。これらの取組を通じて、地域の小規模事業者に寄り添った支援体制を構築してきたところである。

自然災害や感染症への対応については、ハザードマップの周知や、災害時に活用可能な支援制度の情報提供等を行ってきたものの、事業継続計画（BCP）の策定支援や、事前の備えに関する体系的な取組は限定的であった。そのため、災害リスクに対する事業者の認識や備えの状況にはばらつきが見られる。

このような課題を踏まえ、当会では、令和7年12月に東京海上日動火災保険㈱と連携し、「内灘町商工会事業継続計画」を5か年計画として策定した。本計画は、当会自身の事業継続体制の強化を図るとともに、今後、地域の小規模事業者に対して事業継続力強化を支援していくための基盤となるものである。

近年の災害の頻発を受け、経営支援と防災・減災を一体的に捉えた支援の必要性が、当会においても明確になってきている。

3) 当会における令和6年能登半島地震への対応

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、内灘町内の多くの事業者が液状化や側方流動による被害を受け、建物被害やインフラ障害により営業の継続が困難となる事例が発生した。これに対し、当会では、被災事業者からの相談対応、被害状況の把握、各種支援制度や補助金・融資制度の案内等を実施した。また、内灘町と情報共有を行いながら、事業者の実情に応じた助言を行ってきた。

一方で、地震発生後の対応を通じて、事前に事業継続に向けた備えが不十分であった事業者ほど、初動対応や事業再開に時間を要する傾向が確認された。このことから、災害発生後の支援のみならず、平時から事業継続を意識した準備を促す支援の重要性が、当会においても強く認識される結果となった。

II 課題

内灘町においては、令和6年1月に発生した能登半島地震および翌年8月の記録的豪雨により、地震、液状化・側方流動、内水氾濫等の自然災害リスクが現実のものとして顕在化している。とりわけ能登半島地震では、町内においても液状化や側方流動により甚大な被害が発生し、多くの小規模事業者が事業継続に困難を来す事態となった。

第一の課題は、能登半島地震において、事業者自身の災害リスク認識および事業継続への備えが不十分であった点である。ハザードマップ等の防災情報は存在していたものの、事業者が自社の立地特性や被害想定を踏まえ、事業継続計画（BCP）や初動対応を具体的に整理していた事例は限られており、被災後の対応が後手に回るケースが多く見られた。

第二の課題は、小規模事業者の経営資源の制約が、災害時に顕著に表れた点である。能登半島地震では、人的・資金的余力に限られる事業者ほど、被害状況の把握、復旧の判断、支援制度の活用に時間を要し、事業再開の遅れや経営悪化につながる傾向が確認された。特に、液状化や側方流動といった局地的かつ長期化しやすい被害に対して、個々の事業者が単独で対応することには限界があることが明らかとなった。

第三の課題は、災害発生時における商工会としての支援体制や役割が、必ずしも事前に整理されていなかった点である。能登半島地震発生後、当会では被災事業者からの相談対応や支援制度の案内等を実施したものの、事前に想定した対応フローや連絡体制が十分に整備されていなかったことから、初動対応や情報集約に課題が生じた。

第四の課題は、内灘町と内灘町商工会との連携が、事業継続支援の観点から体系化されていなかった点である。内灘町では防災体制の整備が進められていた一方、商工会においては経営支援を中心とした取組が主であり、能登半島地震への対応を通じて、両者が連携しながら事業者の事業継続を面的に支援する仕組みの必要性が明確となった。

第五の課題は、当会において、災害発生後の対応に重点が置かれ、平時からの備えが十分に進んでいなかった点である。能登半島地震では、事前に事業継続に向けた準備が不十分であった事業者ほど、初動対応や事業再開に時間を要する傾向が見られ、平時からの計画的な備えと支援の重要性が改めて浮き彫りとなった。

以上のことから、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、当会と内灘町が連携し、平時から事業者の災害リスク認識を高めるとともに、災害発生時の対応を含めた事業継続力強化支援を計画的・体系的に推進することが喫緊の課題となっている。

III 目標

本計画の目標は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、当会と内灘町が連携し、小規模事業者の事業継続力を平時から強化することである。

具体的には、地震、液状化・側方流動、豪雨による内水氾濫等の自然災害リスクに対し、事業者が自社の立地条件や業種特性を踏まえ、事業継続に向けた備えを進めることができるよう、個別相談を通じた伴走型支援を行うことを目指す。

このため、計画期間中において、事業継続計画（BCP）の策定や初動対応の整理等に関する個別相談を延べ100件以上実施することを本計画のKPIとする。あわせて、BCP策定に関する理解促進を図るため、事業者を対象としたセミナー等を積極的に実施し、事業継続に対する意識の向上を図る。さらに、内灘町と連携した情報共有体制の構築を通じて、災害発生時においても、被災事業者の状況把握および支援制度の周知を円滑に行うことができる体制の整備を図る。

これらの取組を通じて、小規模事業者が災害時にも孤立することなく、事業の早期再開に向けた行動を取ることができる地域づくりを目標とする。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町は、それぞれの役割分担および体制を整理のうえ、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当会および内灘町は、本計画に基づき、自然災害および感染症発生時において、小規模事業者が速やかに応急対応および事業継続に向けた行動を取ることができるよう、平時からの事前対策に重点的に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

当会は、巡回経営指導や窓口相談の機会を活用し、内灘町が公表する防災マップやハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所における地震、液状化・側方流動、豪雨による内水氾濫等の自然災害リスクについて周知を行う。あわせて、事業休業への備え、初動対応の整理、水災補償等の損害保険・共済への加入、行政の支援制度の活用等について説明し、事業者のリスク認識向上を図る。また、当会の会報誌、内灘町広報、当会ホームページ、メール等を活用し、国や県の施策紹介、災害リスク対策の必要性、事業継続に取り組む事業者の事例紹介等を行い、平時からの備えの重要性について継続的な情報発信を行う。

2) 小規模事業者に対する事業継続計画（BCP）策定支援

当会は、事業継続計画（BCP）の策定を通じた実効性のある取組を推進するため、即時に取り組むことが可能な簡易的なBCPを含め、事業者の実情に応じた助言・指導を行う。特に、能登半島地震で顕在化した液状化・側方流動等の地域特性を踏まえ、初動対応、連絡体制、代替手段の整理等について重点的に支援する。あわせて、BCP策定に関する理解促進を図るため、専門家を招いたセミナーを実施し、事業継続の取組に対する意識啓発を行う。

3) 感染症に関する事前対策の周知

感染症については、発生時期や収束時期の予測が困難であることから、事業者に対し、常に最新かつ正確な情報を入手し、冷静に対応することの重要性を周知する。あわせて、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策について説明するとともに、今後の感染症対策に資する支援制度等の情報提供を行う。また、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、換気対策、ITやテレワーク環境整備等に関する情報提供を行い、事業継続に向けた備えを促す。

4) 当会自身の事業継続体制の整備

当会は、令和7年12月に策定した「内灘町商工会事業継続計画（5か年計画）」に基づき、職員の安否確認方法や業務継続体制の整理等を行い、災害発生時においても支援機能を維持できる体制の整備を図る。

5) 関係機関・団体との連携

当会は、内灘町をはじめ、関係機関や民間事業者と連携し、事業継続力強化に関する取組を推進する。特に、リスクファイナンスの観点から、損害保険会社等の協力を得て、専門家派遣によるセミナーの実施や損害保険・共済等の情報提供を行う。

6) フォローアップおよび訓練の実施

当会は、小規模事業者のBCP策定や事業継続に関する取組状況について、巡回指導等を通じて定期的な確認を行う。また、内灘町と連携し、自然災害発生を想定した連絡体制確認等の訓練を必要に応じて実施し、本計画の実効性向上を図る。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命の安全確保を最優先とした上で、当会および内灘町は連携し、地区内小規模事業者の被害状況の把握および事業継続・早期再開に向けた支援を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後、当会は速やかに職員の安否確認および業務従事の可否を確認し、支援業務を実施できる体制を確保する。安否確認については、電話、メール、SNS を活用するなど可能な手段により実施する。また、職員自身やその家族に重大な被害が生じている場合は安全確保を優先し、無理な出勤を行わないものとする。感染症流行時においては、職員の体調確認を行い、必要に応じて消毒や交代勤務等を実施する。

2) 応急対策の方針決定

当会は、内灘町と情報共有を行いながら、被害状況の概況や職員体制を踏まえ、応急対策の実施方針として、優先順位、役割分担、実施方法を決定する。あわせて、石川県、石川県商工会連合会等の関係機関と連携し、必要な情報収集を行うとともに、活用可能な支援制度等の把握に努める。

3) 被害状況の把握および情報共有

当会は、内灘町と連携し、巡回、電話、メール等により、地区内小規模事業者の被害状況（建物、設備、商品等）および営業継続の可否等を可能な範囲で確認し整理する。連絡が取れない区域や事業者については、被害が生じているものとして取り扱い慎重に対応する。被害状況については、発災後概ね 24 時間以内を目途に内灘町と共有し、その後も状況の変化に応じて定期的に情報共有を行う。

4) 地区内小規模事業者への支援

当会は、内灘町および関係機関と連携し、被災小規模事業者を対象とした相談対応を行う。必要に応じて安全が確認された場所に相談窓口を設置し、被害状況の詳細確認、事業再開に向けた助言、各種支援制度の情報提供を行う。感染症の流行により事業活動に影響が生じている場合には、該当事業者を対象とした支援策や相談対応を実施する。

5) 体制維持および業務継続への配慮

災害の規模や状況に応じて、当会は交代勤務等の導入を検討し、支援業務の継続が可能な体制を確保する。被害が大規模で当会のみでの対応が困難な場合には、石川県や石川県商工会連合会等に相談し、応援体制の確保を検討する。

(被害規模の目安)

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害が無い	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報が無い。

本計画により、当会と内灘町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
2ヶ月目以降	2日に1回共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

当会および内灘町は、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な収集・共有ならびに指揮命令を円滑に行うことができる体制を構築する。

1) 指示命令系統および連絡体制の基本

当会は、発災時における一次窓口として、地区内事業者からの被害情報を集約し、内灘町と共有する。内灘町は、当会から共有された情報を踏まえ、関係機関との調整および対外的な報告・連絡を行う。両者は、石川県、石川県商工会連合会等の関係機関と連携し、必要な情報収集・共有を行う。

2) 被災地域での活動方針（二次被害防止）

自然災害による二次被害を防止するため、当会職員が被災地域で活動を行う場合は、安全が確認された範囲に限り実施する。倒壊のおそれ、浸水区域、土砂災害の危険がある区域等、危険が想定される場所への立入りは行わず、必要に応じて内灘町および関係機関の指示に従うものとする。

3) 被害状況の確認方法および被害額算定方法の事前確認

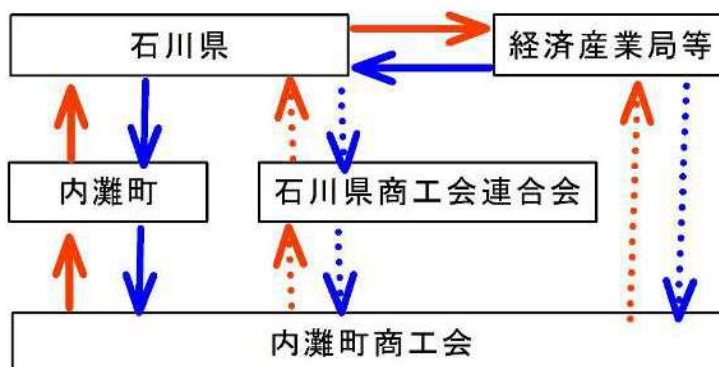
当会と内灘町は、自然災害発生時に備え、被害状況の確認方法ならびに被害額（建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ手順を確認しておく。被害状況の把握に当たっては、巡回、電話、メール等の手段を活用し、可能な範囲で迅速に情報収集を行う。

4) 被害状況調査および被害額算定（県様式への対応）

自然災害発生からおおむね3日以内を目途に、当会は県の指定する様式（別紙1）に基づき、地区内小規模事業者の被害状況および被害額の算定を行い内灘町と共有する。被害額の算定を含む被害状況調査は、激甚災害指定の根拠となる重要な調査であることから適切に実施する。なお、激甚災害指定の有無により被災事業者支援策に違いが生じることに留意し、必要な情報の正確性および迅速性を確保する。

5) 県への報告および関係機関との情報共有

当会と内灘町が共有した情報は、石川県の指定する方法により、当会又は内灘町から速やかに石川県へ報告する。感染症流行の場合も同様に、国や都道府県等から示される情報や方針に基づき、当会と内灘町が共有した情報を石川県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

自然災害等による発災時には、当会および内灘町は連携し、被災小規模事業者が早期に事業再開へ移行できるよう、応急期における相談対応および支援制度の周知・活用支援を実施する。

1) 相談体制・窓口の確保

当会は、内灘町および関係機関と協議の上、必要に応じて特別相談窓口を設置する。設置場所については安全性が確認された場所を選定し、状況に応じて窓口・電話・オンライン等、複数の手段を組み合わせて相談対応を行う。

2) 被災事業者の状況把握と課題整理

当会は、巡回、電話、メール等により、被災小規模事業者の被害状況（建物、設備、商品等）および営業継続の可否、資金繰りや仕入・物流の影響等を把握し、内灘町と共有する。これらを通じて支援ニーズの優先順位付けを行い、迅速な支援につなげる。

3) 施策情報の提供および活用支援

当会は、国、石川県、内灘町等が実施する被災事業者支援施策（融資、補助、税・社会保険料等の猶予・減免、雇用関係助成等）について情報収集を行い被災事業者へ周知する。あわせて、制度概要説明、必要書類や申請手順の案内等、活用に向けた実務的支援を行う。

4) 事業再開に向けた助言

当会は、被災事業者の状況に応じ、応急復旧の進め方、仮店舗・代替手段の確保、仕入先・取引先との調整、販売・提供方法の変更等、事業再開に向けた助言を行う。特に、内灘町特有の液状化・側方流動被害により復旧が長期化する可能性がある場合には、段階的な営業再開や資金繰りの見直し確保に向けた支援を行う。

5) 感染症流行時の支援

感染症の流行により事業活動に影響が生じている、又はそのおそれがある小規模事業者に対しては、国・県・町等の方針や業種別ガイドラインを踏まえた相談対応を行うとともに、影響緩和に資する支援策や相談窓口の案内等を実施する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

応急期を経て復旧・復興段階に移行した後、当会および内灘町は、石川県の方針に従い、被災小規模事業者の事業再建および地域経済の回復に向けた支援を継続的に実施する。

1) 復旧・復興支援の方針共有と継続支援

当会は、内灘町と連携し、被災事業者の復旧状況や支援ニーズの変化を踏まえ、復旧・復興支援の方針を共有した上で段階に応じた支援を行う。特に、液状化・側方流動等により復旧が長期化する場合には、長期視点での資金繰り支援や再建計画の策定支援を行う。

2) 各種支援制度の活用支援（復旧・再建段階）

当会は、国、県、町等が実施する復旧・復興関連施策として、再建・修繕支援、設備更新支援、販路回復支援、資金繰り支援等について継続的に情報収集を行い、被災事業者へ周知する。あわせて、事業計画の整理、必要書類の作成支援、申請手続の助言等を行い、施策活用の実効性を高める。

3) 経営再建に向けた伴走支援

当会は、被災事業者の事業再開後も、売上回復、顧客離れの防止、仕入・物流の再構築、人員確保等の課題に対し、巡回指導や個別相談を通じた伴走支援を行う。必要に応じて専門家派遣等を活用し、経営改善計画の策定や収益構造の立て直しを支援する。

4) 広域連携・応援体制（必要時）

当会の被害が小さく、職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会・商工会議所、石川県、石川県商工会連合会等からの要請に応じ、被災地への応援派遣を行う。一方で、被害規模が大きく当会のみでの対応が困難な場合には、石川県や石川県商工会連合会等に相談し、他地域からの応援派遣等の調整を行う。

5) 情報提供の継続と再発防止（教訓の反映）

当会は、復旧・復興段階で得られた知見や課題を整理し、内灘町と共有するとともに、事業者に対して事業継続計画（BCP）の見直しや再発防止策の検討を促す。将来の災害に備えた事業継続力の向上につなげる。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和8年1月現在)	
(1) 実施体制	
当会及び内灘町は、平時から情報共有・役割分担を明確化し、発災時においても地区内小規模事業者の被害情報の収集・共有及び支援施策の周知・活用支援を円滑に行うため、次の体制により本事業を実施する。	
【当会の体制】	
統括責任者：会長	
実施責任者：事務局長	
実務担当：経営指導員、補助員	
主な役割：平時の周知・啓発、BCP 策定支援（個別相談・セミナー等）、発災後の相談対応、被害状況の把握・整理、関係機関との連絡調整	
【内灘町の体制】	
統括責任者：都市整備部 企画振興課長	
実務担当：都市整備部 企画振興課（担当係等）	
主な役割：地域防災情報等の提供、発災時の災害対応に係る庁内調整、被害情報の集約・県への報告、支援制度の周知等に係る連携	
【共同体制】	
・双方に連絡責任者（窓口）を置き、平時から連絡網（電話・メール・SNS等）を整備する。	
・発災時は、商工会が収集した地区内事業者の被害情報を内灘町と共有し、内灘町は庁内調整及び関係機関との調整・対外的報告を行う。	
・県指定様式（別紙1等）による被害情報の取りまとめは、当会と内灘町が連携して実施する。	
・平時から必要に応じて打合せや訓練等を行い、体制の実効性を確保する。	
<pre>graph LR; A["内灘町商工会 ・会長 ・事務局長 ・法定経営指導員 ・経営指導員 ・補助員 ・一般職員"] <--> 連携 連絡調整 B["内灘町 都市整備部 企画振興課"]; B <--> 連携 確認 C["内灘町 災害対策本部"]</pre>	

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 木村 智之

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・上記経営指導員は、巡回経営指導及び窓口相談を通じて、災害等リスクの周知、事業継続計画（BCP）の策定・見直し、初動対応の整理、リスク表示（保険・共済、資金繰り対策等）に関する情報提供及び助言を行う。

・会報、ホームページ、メール等を活用し、支援制度や注意喚起等の情報提供を行う。

・本計画に基づく取組状況の確認及び必要な見直し等のフォローアップを少なくとも年1回以上行う。

(3) 商工会／関係市町連絡先

①内灘町商工会

所在地：920-0269 石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1

TEL：076-286-4200 FAX：076-286-4290

E-mail：uchinada@shoko.or.jp

②内灘町 都市整備部 企画振興課

所在地：920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

Tel：076-286-6727 Fax：076-286-6709

E-mail：kikaku@town.uchinada.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ 広報費等	50	50	50	50	50

※専門家派遣については国・県の専門家派遣制度を活用する。

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会員事業所から受ける会費および入会金収入、内灘町補助金、石川県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。